



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

防災情報ネットワーク事業

北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

事業名 | 防災情報ネットワーク事業

工事名 | 北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事

工事別工事名: 北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事

項 目 名	数 量	単 位	金 額	備 考
工事価格			5,000,000	
・製作工事価格			3,500,000	
・ ・ 機器単体費	1.000	式	3,500,000	
・据付工事価格			1,500,000	
純工事費(据付)			254,000	
・ ・ 据付工事原価			1,219,000	
・ ・ ・ 直接工事費			213,000	
・ ・ ・ ・ 直接工事費（共通仮設費対象）	1.000	式	213,000	
・ ・ ・ 間接工事費			1,006,000	
・ ・ ・ ・ 共通仮設費			41,000	
・ ・ ・ ・ ・ 運搬費～営繕費等				
213,000 × ((18.700*1.000)*1.000*1.020)			41,000	
・ ・ ・ ・ 現場管理費				
254,000 × ((40.090*1.000)*1.000*1.050+0.000+0.000-0.000)			107,000	
・ ・ ・ ・ 機器間接費			858,000	
・ ・ ・ ・ ・ 技術者間接費			220,000	
・ ・ ・ ・ ・ 技術者間接費（技術者）			220,000	
・ ・ ・ ・ ・ 機器管理費				
3,500,000 × 18.220			638,000	
・ ・ 一般管理費等				
1,219,000 × (23.570*1.000 + 0.04)			287,000	
支給品費			0	
支給品費（機器単体費）			0	
処分費等（直接工事費の内数）			0	
処分費(準備費の内数)			0	
処分費(事業損失防止施設費内数)			0	
処分費等(率対象外)			0	
共通仮設費算定控除額			0	
法定福利費概算額(工事価格の内数)				
1,500,000 × 3.850			58,000	

[illegible]

工事別工事名:北部九州地域(筑後川中流(床島)地区)施設整備工事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名 防災情報ネットワーク事業						
工事名 北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事						
工事別工事名:北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事						
コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単 - 1号 ***					
S02115	電気通信技術員		人		1,000	歩A 当たり算出
	電気通信技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R03004 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R03004	電気通信技術員	1,000	人	24,888	24,888	
	合 計				24,888	算出数量 1,000 人
	単 価				24,888	
	*** S単 - 2号 ***					
S40012	データ転送装置 (PCサーバ/OA)		台		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	データ転送装置 (PCサーバ/OA) Rackマウント型、OS:windowsserver2022、ソフトウェア含む			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)基礎データコード 2)規格	K96001 Rackマウント型、OS:windowsserver2022、ソフトウェア含む		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:補正なし	
K96001	データ転送装置 (PCサーバ/OA) Rackマウント型、OS:windowsserver2022、ソフトウェア含む	1,000	台	3,500,000	3,500,000	
	合 計				3,500,000	算出数量 1,000 [各単位]
	単 価				3,500,000	
	*** S単 - 3号 ***					
S41020	輸送費（電気通信設備）		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	輸送費（電気通信設備） 0.018ton,262km			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)輸送質量(X)(ton) 2)想定輸送距離(D)(km)	0.018ton 262.000km		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
K79213	輸送費	1,000	式	33,000	33,000	
	合 計				33,000	算出数量 1,000 式
	単 価				33,000	
	*** S単 - 4号 ***					
S41020	輸送費（電気通信設備）		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	輸送費（電気通信設備） 0.018ton,18.8km			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)輸送質量(X)(ton) 2)想定輸送距離(D)(km)	0.018ton 18.800km		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
K79213	輸送費	1,000	式	14,000	14,000	
	合 計				14,000	算出数量 1,000 式
	単 価				14,000	
	*** S単 - 5号 ***					
S42049	情報処理・監視制御設備据付工		台		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	情報処理・監視制御設備据付工 情報処理設備,ファイルサーバ,-,無			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設備区分 2)機器区分 3)細別 4)歩掛補正区分	情報処理設備 ファイルサーバ - 無		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R03004	電気通信技術員	1,000	人	24,888	24,888	
	合 計				24,888	算出数量 1,000 [各単位]

[illegible]

九州農政局

[illegible]

令和6年度 防災情報ネットワーク事業
北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事

特 別 仕 様 書

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

令和6年度防災情報ネットワーク事業北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、防災情報ネットワーク事業計画に基づき施設の更新を行うものである。

2. 工事場所

福岡県久留米市北野町中川地内 （筑後川中流（床島）地区）

3. 工事概要

本工事は、防災情報ネットワーク設備のサーバや周辺機器の更新工事で、その概要は次のとおりである。また既存施設については撤去を行うものとする

（1） 防災情報ネットワーク設備据付（筑後川中流（床島）地区）

- 1) 情報処理設備（データ転送装置（PC サーバ/OA）） 1 台

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第9章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- （1）本工事は、第2章3. 工事概要に示す設備の製作、輸送、据付及び総合試運転調整までの一切とする。
- （2）次に示すものは本工事は範囲外とする。
 - 1) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- （1）工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- （2）現場据付調整の工事期間には、雨天、休日等6日を見込んでいる。
（なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。）

2. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする

3. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

(1) 電源受渡条件

防災情報ネットワーク設備設置場所の指定する分電盤から単相3線200V/100V または単相2線100V、60Hz の接続とする。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物、既設水管理システム及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

(1) 受注者は、設備の輸送、据付、試運転等について、施設管理者と必要な調整をしなければならない。

発注者が、協議若しくは申請を行う場合、受注者は必要となる書類を作成しなければならない。また、必要に応じそれらの申請行為等を行うものとする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書(施) 第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は各地

区の施設管理者の敷地内とするが、施工にあたっては施設管理者と調整のうえ、監督職員の指示に従うものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の返還に当たっては使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名
 - 1) 平成22年度国営造成土地改良施設防災上法ネットワーク事業
北部九州地域防災情報ネットワーク接続工事 完成図書一式
 - 2) 令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
筑後川中流地区他防災情報ネットワーク更新工事 完成図書一式
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第13章「水管理制御設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第13章「水管理制御設備」によるものとする。

2. 情報処理設備

- (1) データ転送装置（PC サーバ/OA）

データ転送装置は、観測情報を防災中央データセンターに転送を行うサーバ装置である。

- 1) 構造 ラックマウント型

- 2) 本体

①プロセッサ Intel Core i3-4330 (3.50GHz, 2コア) 相当以上の処理能力を有すること。

②メモリ 2 GB(DDR3-1333MHz DRAM DIMM)以上を実装すること。

③内蔵ハードディスク	物理容量が 250GB 以上ある SATA ディスク (7,200rpm 以上) 相当以上を 2 個以上 (実行容量 : 250GB 以上) 実装すること。増設による拡張が可能であること。 RAID コントローラで RAID1 構成であること。 ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。
④光学ドライブ	DVD-ROM ドライブ 16 倍速 SATA DVD Drive 以上
⑤入出力インターフェース	
ア) ディスプレイ	アナログ RGB (ミニ D-Sub15 ピン背面)
イ) キーボード、マウス	PS/2 (ミニ DIN6 ピン) 又は USB
ウ) USB	USB2.0 空き 2 (必要機器装着後) 以上
エ) ネットワーク	LAN×2、1000BASE-T/100BASE-TX 対応、RJ-45、背面
オ) シリアルポート	RS-232C 規格準拠/D-Sub9 ピン背面
3) ディスプレイ (LCD (液晶))	
① 画面サイズ	17 型以上の液晶モニター
② 表示文字種類	JIS、ASCII 又は漢字 (JIS 第 1、第 2 水準)
③ 表示色	1677 万色以上
④ 表示ドット数	Super VGA (1024×768) 以上
⑤ 適合規格	VCCI ClassA
4) キーボード	USB インターフェース, 109 型, Windows 配列, USB コネクタに接続可能なこと。
5) マウス	USB インターフェース, 2 ボタン, 光学式, ホイール付, USB コネクタに接続可能なこと。
6) 基本ソフトウェア (OS)	Windows Server2022 Standard 相当以上のサーバ用 OS を実装すること。
7) 電源	単相 AC100V 50/60Hz 無停電電源装置と接続し、電源供給を受け PC のシャットダウンができること CSCI Silver 基準適合及び 80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。
8) 連続稼働	24 時間稼働

9) セキュリティ対策

発注者が支給するソフトをインストールし、外部からの不正アクセスなどに対する安全性を確保すること

3. 情報伝送設備

(1) 伝送路回線構成

管理所から防災中央データセンターへの伝送路回線及び対向方式は次のとおりとする。

伝送区間	伝送路種別	伝送路構成	伝送速度	対向方式
筑後川中流（床島）地区 中央管理所 ～防災中央データセンター	LTE	無線 (携帯電話網)	最大 100Mbps	1 : 1

第10章 ソフトウェア仕様

1. 一般事項

(1) OS

本工事における転送サーバの基本ソフト(OS)は、リアルタイムOS(Windows Server 2022 以上)とする。

(2) アプリケーションソフト

1) ソフトウェアは、階層構造とし、次の条件を備えたものとする。

- ① ソフトウェアは与えられた条件のもと要求される機能を実行に行えなければならない。
- ② ソフトウェアは、個々の処理単位でモジュール化を図らなければならない。
- ③ 各モジュール内の処理は、単純化し、処理内容(処理タイミング、処理の手順等)が、容易に理解できなければならない。

2) ソフトウェアの機能及び動作を確認するため次の試験が容易に行えるものとする。

- ① モジュール単体で単体試験ができるものとする。
- ② 各処理機能単位で組合せ試験ができるものとする。
- ③ 総合的な機能確認及び動作確認試験ができるものとする。

3) アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、設備更新時に移植性を有し、第3者にも容易に理解できるソフトウェアとするため、次によるものとする。

- ① パソコン又はOSに依存しない言語を使用するものとする。
- ② 出力処理装置等のプログラムは、C、ラダー等を使用するものとする。
- ③ メーカー固有の言語は使用しないものとする。

4) トラブル対応

自己診断機能などを有し、トラブル時の対応が容易なものとする。

2. ソフトウェア機能仕様

(1) データ転送装置より防災中央データセンターへの転送

1) 対象地区

筑後川中流（床島）地区

2) 水管理システム機器よりの出力手順

水管理システム機器は、既設である。

①計測データ

水管理システム機器より出力する計測値の防災データは10分間隔のデータファイルを作成する。このデータファイルはデータ毎にカンマで区切ったCSV形式とする。

このCSV形式のデータを10分間隔のデータファイルの作成毎にデータ転送装置にファイル転送する。

②状態データ

同様に水管理システムから出力する状態データは1分間隔のデータファイルを作成する。

このデータファイルはデータ毎にカンマで区切ったCSV形式とする。

このCSV形式のデータを1分毎に現況状態をデータ転送装置にファイル転送する。

3) 水管理システム機器よりデータ転送装置への出力コード

基本的にはUTF-8とするが既設システムがUTF-8コードで容易に出力できない場合は既設システムのコードによる。

(2) データ転送装置より防災中央センターへの転送

中央管理所水管理システム機器より転送されたファイルはデータ転送装置で一時ファイルされ、別紙－3「CSV作成手順書」によって防災情報を生成してデータ転送プログラムに引き渡しを行うものとする。

防災情報の生成処理内容の詳細は「CSV作成手順書」によるものとするが概要は下記による。

1) 計測データ

① コード変換

既設水管理システムのバイナリ (BCD Binary Coded Decimal) などの形のデータは、防災中央でXML化するために、UTF-8コードに変換する。

② 「CSV作成手順書」による年月日時分秒までの時刻付加

③ 「CSV作成手順書」による関連情報の負荷

④ 「CSV作成手順書」によるCSVファイルの生成

⑤ データ転送装置の「C:\bsi\client\data\current」に④で生成したCSVファイルを配置すると自動的に防災中央へ送付される。

2) 状態データ

① コード変換

既設水管理システムのバイナリ (BCD Binary Coded Decimal) などの形のデータは、防災中央でXML化するために、UTF-8コードに変換する。

② 状態変化検出処理

③ 「CSV作成手順書」による年月日時分秒までの時刻付加

④ 「CSV作成手順書」による関連情報の負荷

⑤ 「CSV作成手順書」によるCSVファイルの生成

⑥ データ転送装置の「C:\bsi\client\data\current」に⑤で生成したCSVファイルを配置すると自動的に防災中央へ送付される。

(3) 既設水管理機器とデータ転送装置間の転送ファイルフォーマット

中央管理システムとデータ転送装置とのデータ受渡し転送ファイルフォーマットは別紙－4「転送ファイルフォーマット」によるものとする。

原則として、データ転送装置側で「CSV作成手順書」に準拠したCSVファイルを生成する事を考えているが、地区事情等により、既設水管理機器側で「CSV作成手順書」に準拠したCSVファイルを生成する事を妨げるものではない。ただし、既設側でスキーマに準拠したCSVファイル生成を行う場合は、事前に比較検討を行った上で監督職員と協議する事とする。

(4) データ転送装置間と防災中央システム間の転送ファイルフォーマット

データ転送装置と防災中央システムとの転送ファイルフォーマットは「CSV作成手順書」による

ものとする。

(5) データ転送装置と防災中央システム間の伝送手順

伝送手順の詳細は防災情報ネットワークCSV作成手順書によるものとするが概要は下記による。

伝送手順はHTTPS(Hypertext Transfer Protocol over Secure Socket Layer)によるものとし、下記データ転送プログラムディスク(CD)によってプログラムをインストールしてシステム操作マニュアル運用管理者編(手引き)によって設定を行うものとする。

(6) データ転送装置と既設水管理システム機器間の伝送手順

1) 中央管理所既設水管理システム機器

既設水管理システム機器に対する伝送手順はFTP(File Transfer Protocol)とする。

(7) エラーチェック方式

1) エラーチェックの目的

装置間の信号受渡し、データ転送装置と既設機器等の伝送におけるエラーをチェックすることを目的としてエラーチェックを行う。

2) エラーチェックの個所

前項に示したデータ転送装置と中央管理所既設水管理システム機器間とのデータ転送である。

3) FTP手順により検出されたエラー

上記の(6)データ転送装置と中央管理所側設備とのデータ転送に適用する。n回(デフォルト値 n=3)再送するものとする。

一般に3回の再送でもエラーとなった場合は装置間の接続エラー確率が異常と判断され欠測とする。

4) FTP手順以外で検出されたエラー

FTP手順では100%のエラーは検出できず、見逃しエラーが発生する。この見逃しエラーの一部のチェックを行うと共に送信データに不正がある場合のチェックを行う。チェック対象は上記(6)データ転送装置と中央管理所側設備とのデータ転送データ転送について行う。

このエラーが発生した場合、FTPにより当該ファイル全体の再送要求を行う。

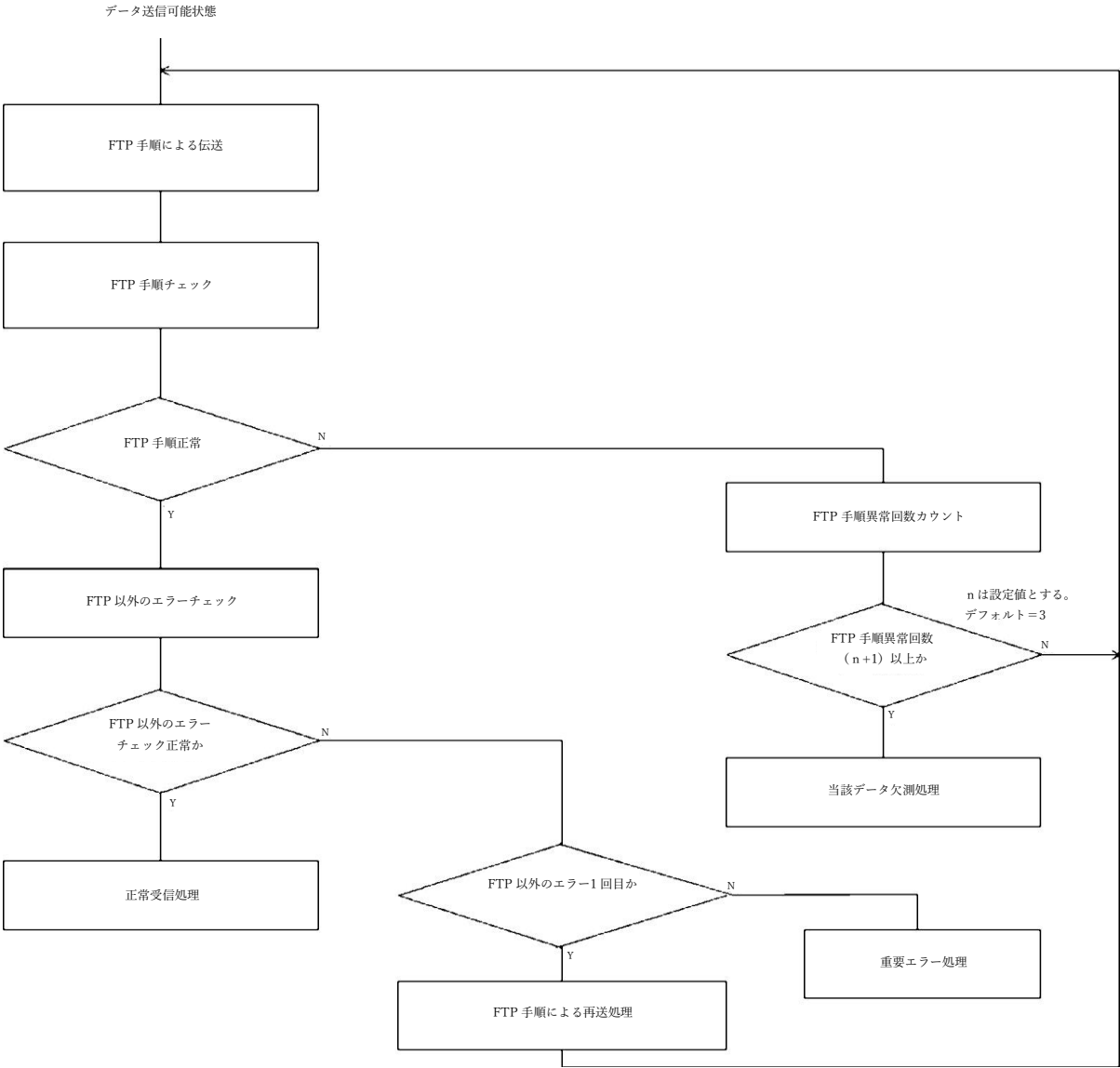
再送要求の結果、FTP手順以外のエラーチェックを行い、正しければ正常データとして採用する。正しくない場合は重要なエラーとして処理する。

	中央管理所設備→データ転送装置
・計測値伝送フォーマットチェック (CSVカンマ位置、カンマ間の桁数、 計測値の通番をチェックする)	○
・状態変化伝送フォーマットチェック (CSVカンマ位置、カンマ間の桁数、 をチェックする)	○
・イリーガル符号チェック	○

このエラーが発生した場合、FTP(HTTP)により当該ファイル全体の再送要求を行う。

再送要求の結果、FTP (HTTP) 手順以外のエラーチェックを行い、正しければ正常データとして採用する。正しくない場合は重要なエラーとして処理する。

上記3)、4) 項のエラー発生時の処理を エラー発生時処理フロー図を下記に示す。



5) エラーログ

データ転送装置と中央管理所側設備とのデータ転送において下記のエラーを検出した時、エラーログを転送サーバのメモリに保存し発生日時、回数、内容等をログとして残すものとする。

① FTP手順により検出されたエラー

② FTP手順以外で検出されたエラー(1回の再送要求の結果で正常データが受信できなかった場合)

(8) 時計入力処理

1) 中央管理所

中央管理所では時計装置を設けない。データ転送装置でインターネット上に公開されたNTPサーバに1日1回以上同期し、正確な時間に合わせる。同期するNTPサーバはアクセス負荷が少なく、確実に同期できるものとする。

(9) データ転送装置より防災中央センターへの地震データの転送仕様

1) 地震データは、直近の正10分のデータ出力時に一緒に出力する。

2) 直近の正10分のデータ出力までの間に地震が2回以上発生した場合は、加速度値(gal)データが大きい方の時間のデータを出力する。

3) 地震データ出力後の正10分のデータ出力時には地震情報を0, フラグ情報を正常として出力する。

4) 地震発生から地震データ取得まで時間が掛かる為、実際の地震発生時刻の直近正10分にデータ出力できない可能性がある。その場合は、次の正10分での出力となる。

3. ダム諸量の演算に関するソフトウェア

別紙ー2「管理項目表」の「観測項目名称」に” (演算)” と記した項目については、既存のダムコンから入力したデータを用いて演算を行うものとする。

4. ソフトウェアの著作権

本工事で製作(以下「開発」という)されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

(1) 新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(2) 発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

第11章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、「共通仕様書(施)」第3章第7節から第12節及び第13章第10節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 電気設備

(1) 設備の配置は、原則として既設の機器配置によるものとするが、操作及び保守点検が容易となるよう配置するものとする。

(2) 配線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が発生しないよう又、強い張力等を与えないよう慎重に入線及び配線を行うものとする。

また、端末には適当な大きさの端末処理材（接続コネクタ、同軸接栓等）及び接続端子を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

3. 既設設備

機器更新により不要となる既設設備については、九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所まで運搬するものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

第12章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

1) 施設機械工事等

工 種	確 認 内 容		確認時期	遠隔確認対象	備考
1. 情報処理設備工	品質確認	単体試験 (機能試験)	工場製作時	-	
1. 情報処理設備工	出来形確認	据付外観	現地据付時	-	

- (2) (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
- (4) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合における重点的に確認すべき事項については、工事契約後において受発注者間で協議するものとする。

第 13 章 総合試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

1. 地区内試運転調整

- (1) 情報処理及び情報伝送設備については、既設水管理制御設備との総合試運転調整を行うので、対向調整方式を記載した実施計画書を監督職員に提出し、承諾を得た後、技術者による装置の調整を入念に行い、実施計画書の試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。
- (2) 総合調整完了時、監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けるものとする。

2. 防災中央データセンターとネットワーク設定

防災情報ネットワーク設備のデータ転送サーバ等について、防災中央データセンターとのネットワーク設定を行う。貸与するデータ転送プログラム及びシステム操作マニュアル運用管理者編のインストール・ネットワーク設定を実施し、防災中央データセンターとのネットワーク接続確認を実施する。

詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第 14 章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び「共通仕様書（施）」による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第 1 編 共通編 第 2 章撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準

を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙ー5「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第15章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 諸元等条件変更に係るもの。
2. 関連工事との調整によるもの
3. 不可抗力によるもの。
4. 法・基準の改正に係るもの。
5. その他本仕様書に定めのないもの。

第16章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第17章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を「共通仕様書(施)」第1章1-1-26及び1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 正副2部

2. 配置予定管理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から190日間

（ただし令和6年8月27日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。）

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から190日以内に工事を完成させること。

4. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答すること

を原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

6. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項を共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14 日以内に共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式5により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25 条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変

更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6）のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に、設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新規工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、等について、確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事実施中において、自然的または人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術的課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（5）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

8. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便座
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接みえない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

① 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

② 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

③ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3)受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4)気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5)受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6)発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$$

※補正係数：1.2

1 1. 週休2日による施工

(1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3)週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

- ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上〕
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

12. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績

要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。
☐ その他 [理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐ その他 [理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点点評価する。

○事業（務）所長

☐ その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

第 18 章 定めなき事項

1. 契約書、設計書及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－2

管 理 項 目 表
(筑後川中流 (床島) 地区)

管理項目表（筑後川中流（床島）地区）

調査項目票（施設／観測項目／状態項目）

施設情報		観測項目情報													
施設名(※)	観測項目名称(※)	観測項目のデータタイプ(※)	データ単位(※)	グラフ閾値		内閣府プラットフォーム提供用		表示許可(※)	主要観測値設定	画面表示順	追加観測器	状態項目名称	メール送信	SV表示許可	SV状態
				上限値	下限値	上限値	下限値								
江戸水路	江戸水路局水位	水位	EL. m	1.98				許可する	主要観測値	1	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
	小石原川局	水位	EL. m	2.00				許可する	主要観測値	2	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
大刀洗幹線	大刀洗局	水位	EL. m	1.55				許可する	主要観測値	1	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
	大刀洗陣屋川局（上流）	水位	EL. m	1.70				許可する	主要観測値	2	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
	大刀洗陣屋川局（下流）	水位	EL. m	1.70				許可する	主要観測値	3	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
南幹線	南・北局（床島南）	水位	EL. m	1.00		1.20		許可する	主要観測値	1	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
北幹線	南・北局（北幹線）	水位	EL. m	1.00		1.20		許可する	主要観測値	1	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
	北陣屋川局	水位	EL. m	1.35				許可する	主要観測値	2	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
	北・五郎丸局（床島北）	水位	EL. m	1.35				許可する	主要観測値	3	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
五郎丸幹線	北・五郎丸局（五郎丸）	水位	EL. m	1.05				許可する	主要観測値	1	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
	五郎丸大刀洗局	水位	EL. m	0.75				許可する	主要観測値	2	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
稲吉幹線	稲吉局	水位	EL. m	1.40				許可する	主要観測値	1	☐	水位上限オーバー	要	許可する	水位異常
雨量計（中央管理所）	管理所雨量（累加雨量）	累加雨量	mm					許可する	主要観測値	1	☐				
	管理所管理所（時間雨量）	時間雨量（毎正時）	mm	5.00				許可する	主要観測値	2	☐				
											☐				

国営造成土地改良施設 防災情報ネットワークシステム

C S V 作成手順書

第 1 版	平成 2 8 年	2 月	1 日
第 2 版	令和元年	9 月	4 日

変更履歴表

番号	章節番号	変更年月日	変更内容
1	第 1 版	H28/2/1	「平成 2 7 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム開発業務」で新規作成
2	第 2 版	R1/9/4	「平成 3 1 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務」で補足説明を追加（青文字） ・「3. 2, 最新データ（計測情報）の CSV ファイル作成（RealTimeReport.csv）」 （4）CSV データ例 （7）その他注意事項 ・「3. 3, SV データ（施設状態情報）の CSV ファイル作成（ConditionReport.csv）」 （4）CSV データ例 （7）その他注意事項
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			

CSV作成手順書

[目次]

ページ

1, 本書の概要.....	1
2, CSV ファイルについて	1
2.1, 種類とファイル名.....	1
2.2, 記載範囲.....	1
2.3, CSV ファイルの定義	1
3, CSV ファイルの作成手順	4
3.1, 事前準備.....	4
3.2, 最新データ（計測情報）の CSV ファイル作成（RealTimeReport.csv）	5
3.3, SV データ（施設状態情報）の CSV ファイル作成（ConditionReport.csv）	8
4, 防災中央データセンターへ転送するには？.....	11

1, 本書の概要

本書は、各地区の中央管理所から防災中央データセンターへ転送する CSV ファイル（最新データ、SV データ）を作成する手順を記したものである。

2, CSV ファイルについて

2.1, 種類とファイル名

ファイルの種類及びファイル名は下表のとおりとする。

No	種類	ファイル名
1	最新データ（計測情報）	RealTimeReport.csv
2	SV データ（施設状態情報）	ConditionReport.csv

ファイル名は、大文字と小文字の違いも許可されていないので注意する必要がある。

【NG（例 1）】ファイル名「Real~~t~~imeReport.csv」は ~~t~~ が小文字なので NG

【NG（例 2）】ファイル名「Condition~~r~~eport.csv」は ~~r~~ が小文字なので NG

2.2, 記載範囲

1 地区内の施設、観測項目について CSV ファイルに記載することができる。他地区のデータは記載できない。

2.3, CSV ファイルの定義

(1) データ保存形式

保存データは、CSV (Comma Separated Values) 形式で保存したファイルとすること。

(2) エンコード

エンコード形式は「UTF-8」とすること。

(3) セパレータ

セパレータは、半角コンマ (0x2c) とすること。

(4) 改行コード

改行コードは、CR・LF (0x0d・0x0a) 形式とする。

改行コードは、各レコードの終端に必ず配置する。また、レコードの途中に、CR・LF、もしくはどちらか一方のコードも出現させてはならない。

(5) レコード形式

レコード形式は可変長 CSV 形式とする。

(6) 使用可能文字

保存用データにおいて、以下の文字を使用可能とする。

- ・半角英数・記号（例：12345,ABCDE,abcde,!"#\$%&'....）
- ・全角英数・記号（例：１２３４５ＡＢＣＤＥ！＠＃）
- ・全角ひらがな・カタカナ（例：あいうえおアイウエオ）
- ・漢字（JIS 第一水準、第二水準）

(7) 使用禁止文字

保存用データにおいて、以下の文字は使用禁止とする。

- ・ダブルクォーテーション

ダブルクォーテーション(0x22)は、データ中に使用してはならない。

- ・半角カタカナ

半角カタカナは、データ中に使用してはならない。

＜使用禁止文字（半角カタカナ）の例＞

。「」・ヲアイウエオヤユョヅーアイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノヒフヘホ
マミムメモヤヨラリルレロワン^①。

- ・ 数学記号等

数学記号等は、データ中に使用してはならない。

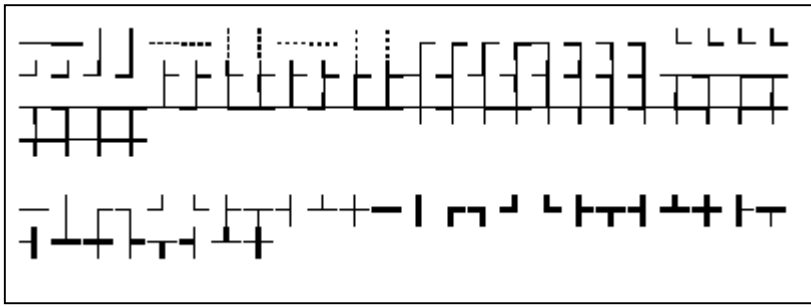
＜使用禁止文字（数学記号等）の例＞

[illegible]

・ JIS/新 JIS 罫線

JIS/新 JIS 罫線は、データ中に使用してはならない。

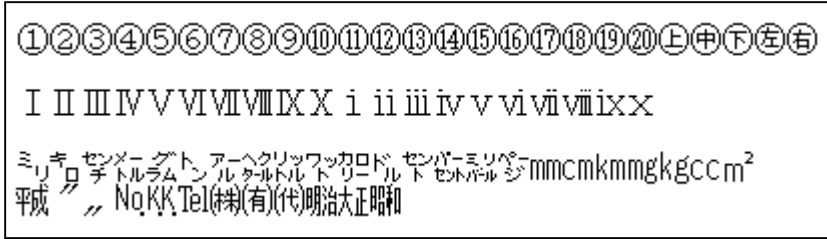
<使用禁止文字（JIS/新 JIS 罫線）の例>



・ 丸付き文字・ローマ数字・単位記号等

丸付き文字・ローマ数字・単位記号等は、データ中に使用してはならない。

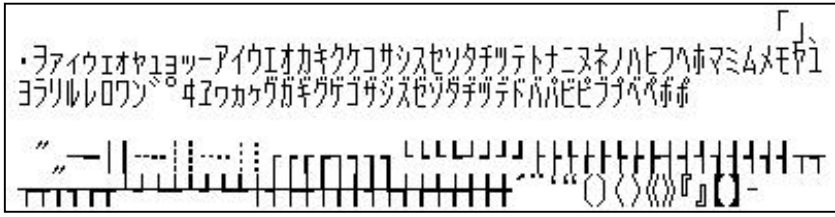
<使用禁止文字（丸付き文字・ローマ数字・単位記号等）の例>



・ 2 バイト半角文字・罫線

2 バイト半角文字・罫線は、データ中に使用してはならない。

<使用禁止文字（2 バイト半角文字・罫線）の例>



3, CSV ファイルの作成手順

3.1, 事前準備

防災中央データセンターに転送する CSV ファイルは、「CSV コード表 (※)」のルール of 規則で作成する必要があるため、事前に以下の情報を入手する。

- (1) CSV コード表 (※)
- (2) 現在の観測値、SV 状態

※「CSV コード表」は、「関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所」から入手

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業																											
7																												
8																												
9																												
10																												
11	CSVコード表																											
12	(〇〇地区)																											
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												
26																												
27																												
28																												
29																												
30																												
31																												
32																												
33																												
34																												
35																												
36																												
37	平成〇年〇月																											
38																												
39																												
40																												
41																												
42																												
43																												

CSV コード表の「表紙」シート

表紙 最新データコード表 SVデータコード表

3. 2, 最新データ（計測情報）の CSV ファイル作成（RealTimeReport.csv）

- (1) 概要
CSV データ「RealTimeReport.csv」は、最新の計測値情報を配信することを目的とする。
- (2) 更新タイミング
10 分定周期とする。
観測値のデータ周期に関係なく 10 分周期とする（1 時間に 1 回観測する値であっても 10 分毎に出力する）。
- (3) データ構造
別紙「JQAAD-012_別紙（CSV 作成手順書）」の「最新データ（RealTimeReport.csv）」に記載のとおり。
- (4) CSV データ例
最新データ,01001,1.0,○○地区,XXXX,,○○土地改良区,X,XXXX,,
県,XX,,,2014-10-7,10:10:00,2014-10-07T10:10:00,1,○○頭首
工,0X28102310003,01,1,,0X28102310003001,上流水位,EL.m,3,000,,

CSV ファイルには、1 観測項目を 1 行で記載し、カンマ区切りでつなげ合わせる。カンマの数は上記例と同じでなければならない。

また、観測項目が複数ある場合は、改行し、必ずすべての観測項目を出力する（観測項目が 5 つであれば、CSV ファイルは 5 行）

(一例) RealTimeReport.csv

RealTimeReport.csv												
1	最新データ	01001	1.0	●●地区	0088	●●地区土地改良区連合	6,0033	栃木県	09,,,	2016-6-1,00:10:00	2016-06-01T00:10:00	1,●●頭首工
2	最新データ	01001	1.0	●●地区	0088	●●地区土地改良区連合	6,0033	栃木県	09,,,	2016-6-1,00:10:00	2016-06-01T00:10:00	1,●●頭首工
3	最新データ	01001	1.0	●●地区	0088	●●地区土地改良区連合	6,0033	栃木県	09,,,	2016-6-1,00:10:00	2016-06-01T00:10:00	1,●●頭首工
4	最新データ	01001	1.0	●●地区	0088	●●地区土地改良区連合	6,0033	栃木県	09,,,	2016-6-1,00:10:00	2016-06-01T00:10:00	1,●●頭首工
5	最新データ	01001	1.0	●●地区	0088	●●地区土地改良区連合	6,0033	栃木県	09,,,	2016-6-1,00:10:00	2016-06-01T00:10:00	1,●●頭首工

- (5) 欠測等で観測値がない場合の取り扱い
欠測等で観測値がない場合は、観測データフラグ(ObsrvFlg)で状態を出力し、観測値は必ず 0 を出力する。
欠測の場合は、観測データフラグ(ObsrvFlg):001、観測値(Obsrvval):0 を出力する。
観測データフラグは、別紙「JQAAD-012_別紙（CSV 作成手順書）」に記載のとおり。

(6) 先頭のゼロは省略しない

観測値 (ObsrvVal) を除くすべての数値は、ゼロサプレスではないので、先頭のゼロを省略しないこと。必ず CSV コード表に表記された数値で出力する。
例えば、AgrctrlArCd が「0093」の場合、ゼロサプレスを行わず「0093」を出力する。

(7) その他注意事項

- SV 状態のみの観測項目でもダミーの観測値(0 等)を送付しなければならない。

(参考) 調査項目票で定義された観測項目のデータタイプ

調査項目票（施設 / 観測項目 / 状態項目）										
施設情報		観測項目情報								
施設名（※）	観測項目名称（※）	観測項目のデータタイプ（※）	データ単位（※）	グラフ範囲		内閣府プラットフォーム提供用		表示許可（※）	主要観測値設定	画面表示順
				上限値	下限値	上限値	下限値			
	全流入量	流入量	m ³ /s					許可しない	主要観測値	8
	全放流量	放流量	m ³ /s			350.00		許可する	主要観測値	9
	越流量	放流量	m ³ /s					許可しない	主要観測値	10
	貯留可能量	貯留量	m ³					許可しない	その他	11
	責任放流量	放流量	m ³ /s					許可しない	その他	12
	緊急放流量	放流量	m ³ /s					許可しない	その他	13
	吐水槽水位	貯水位	m	2.00	0.90			許可しない	その他	18
		SV用観測項目								
		SV用観測項目								
		SV用観測項目								

なお、「RealTimeReport.csv」にすべての観測項目が含まれていない場合、未送信の状態になるため、下図に示すように防災情報ネットワークの画面の新着情報に未送信の注意喚起の情報が表示される。

(一例) 防災情報ネットワークの画面 (新着情報)

広島中部台地 新着情報詳細			2019/03/20 14:30 現在
【観測項目情報】			
管理地区名	施設名	観測項目	
		取水ゲート警報	
内容			
2019/03/20 14:30 現在			
【異常】			
の取水ゲート警報が未送信となりました。			
以上			

- 必須項目は必要最低限の情報であり、防災システム上のコードでしか情報がわからなくなってしまうため、必須項目以外の項目 (たとえば、施設名や観測項目名等) も CSV コード表に記載されたルールで CSV ファイルに出力する。

<CSV コード表「最新データ（計測情報）」の一例>

	A	B	C	D	E	F	G	
1	RprtNm	RprtCd	RprtVer	AgrcItrlArNm	AgrcItrlArCd	AgrcItrlArNmRd	MngmntAsscfnNm	Mngm
2	最新データ	01001	1.0	〇〇地区	XXXX		〇〇土地改良区	X
3	最新データ	01001	1.0	〇〇地区	XXXX		〇〇土地改良区	X
4								
5								
6								

CSV コード表の「最新データコード表」シート

表紙 最新データコード表 SVデータコード表

<防災システムの画面表示例【現在値一覧画面】>

〇〇地区 現在値一覧									
2013/04/15 15:50 現									
最新表示 自動更新OFF									
施設名	観測項目／状態項目名	データタイプ		施設状態(内容・事象)	観測値		最終更新日時	詳細	
		観測項目	状態監視						
アメダス〇〇〇	累				0.000	mm	2013/04/15 15:50	観測値	
アメダス△△△	累				0.000	mm	2013/04/15 15:50	観測値	
アメダス×××	累加雨量	雨量	-		0.000	mm	2013/04/15 15:50	観測値	
〇〇頭首工	上流水位	水位	-		126.140	m	2013/04/15 15:50	観測値	施設状態
	下流水位	水位	-		124.040	m	2013/04/15 15:50	観測値	施設状態

転送された最新の計測情報が表示される。

3.3, SV データ（施設状態情報）の CSV ファイル作成（ConditionReport.csv）

SV データ（施設状態情報）をデータ転送する地区は、「ConditionReport.csv」のファイルを作成する必要がある。

ただし、SV データ（施設状態情報）を防災中央データセンターに転送しない運用の地区はSV データを作成する必要はないが、防災システムの画面に施設状態情報は表示されないことになるため、データ転送の運用については、現地の調査管理事務所担当者に確認する。

(1) 概要

CSV データ「ConditionReport.csv」は、現在発生している異常・故障情報や状態情報を配信することを目的とする。

(2) 更新タイミング

10 分定周期とする。『ConditionReport.csv』の16 列目：報告日、17 列目：報告時刻は、『RealTimeReport.csv』の16 列目：報告日、17 列目：報告時刻と合致させる必要がある。

(3) データ構造

別紙「JQAAD-012_別紙（CSV 作成手順書）」の「SV データ（ConditionReport.csv）」に記載のとおり。

(4) CSV データ例

SV 状態データ,01001,1.0, 〇〇地区,XXXX,, 〇〇土地改良区,X,XXXX,, 〇県,XX,,, 2014-10-7, 10:10:00, 2014-10-07T10:10:00, 1, 〇〇頭首工, 0X28102310001, 01, 1,, 00, 全閉, 発生,,,,,, 0X28102310001001, 洪水吐1号ゲート開度, cm,,,,

CSV ファイルには、1 観測項目を1 行で記載し、カンマ区切りでつなげ合わせる。カンマの数は上記例と同じでなければならない。

また、観測項目が複数ある場合は、改行し、必ずすべての観測項目を出力する（観測項目が5 つであれば、CSV ファイルは5 行）

(一例) ConditionReport.csv

ConditionReport.csv																		
		i1	i2	i3	i4	i5	i6	i7	i8	i9	i10	i11	i12	i13				
1	SV状態データ	01	0001	1.0	●	地区	0088	●	地区	土地改良区連合	8.0033	栃木県	09	2018-6-1 00:00:00	2018-06-01T00:00:00	1	●	頭首工
2	SV状態データ	01	0001	1.0	●	地区	0088	●	地区	土地改良区連合	8.0033	栃木県	09	2018-6-1 00:00:00	2018-06-01T00:00:00	1	●	頭首工
3	SV状態データ	01	0001	1.0	●	地区	0088	●	地区	土地改良区連合	8.0033	栃木県	09	2018-6-1 00:00:00	2018-06-01T00:00:00	1	●	頭首工
4	SV状態データ	01	0001	1.0	●	地区	0088	●	地区	土地改良区連合	8.0033	栃木県	09	2018-6-1 00:00:00	2018-06-01T00:00:00	1	●	頭首工
5	SV状態データ	01	0001	1.0	●	地区	0088	●	地区	土地改良区連合	8.0033	栃木県	09	2018-6-1 00:00:00	2018-06-01T00:00:00	1	●	頭首工

(5) 先頭のゼロは省略しない

観測値 (ObsrvVal) を除くすべての数値は、ゼロサプレスではないので、先頭のゼロを省略しないこと。必ず CSV コード表に表記された数値で出力する。

例えば、AgrcltrlArCd が「0093」の場合、ゼロサプレスを行わず「0093」を出力する。

(6) その他注意事項

➤ 必須項目は必要最低限の情報であり、防災システム上のコードでしか情報がわからなくなってしまうため、必須項目以外の項目（たとえば、施設名や観測項目名等）も CSV コード表に記載されたルールで CSV ファイルに出力する。

➤ SV データ（施設状態情報）「ConditionReport.csv」のデータ転送について
状態情報が変わらない（正常な状態が続いている、異常状態のまま復旧していない）場合は、1日に1回（例えば、午前9時に1回）データ転送する。
状態情報に変化がない同じ情報は、データ転送しない。

（一例）午前9時に1回データ転送される地区の施設状態情報履歴画面の表示

施設状態情報履歴			2019/03/20 14:00 現在
【観測項目情報】			
管理地区名	施設名	区分	
		農水省	
観測項目	内容・事象	観測値	最終更新日時
取水ゲート警報	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/20 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/19 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/18 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/17 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/16 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/15 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/14 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/13 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/12 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/11 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/10 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/09 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/08 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/07 09:00
	取水ゲート 故障(3E) 復帰		2019/03/06 09:00

<CSV コード表「SV データ（施設状態情報）」の一例>

	A	B	C	D	E	F	G	
1	RprtNm	RprtCd	RprtVer	AgrcitriArNm	AgrcitriArCd	AgrcitriArNmRd	MngmntAssctnNm	Mngmt
2	SV状態データ	01001	1.0	〇〇地区	XXXX		〇〇土地改良区	X
3	SV状態データ	01001	1.0	〇〇地区	XXXX		〇〇土地改良区	X
4								
5								
6								

CSVコード表の「SVデータコード表」シート

表紙 / 最新データコード表 / SVデータコード表

<防災システムの画面表示例【現在値一覧画面】>

〇〇地区 現在値一覧							
最新表示		自動更新OFF					
施設名	観測項目／状態項目名	データタイプ		施設状態(内容・事象)	観測値	最終更新日時	詳細
		観測項目	状態監視				
アメダス〇〇〇	累加雨量	雨量	-	-			
アメダス△△△	累加雨量	雨量	-	-			
アメダス×××	累加雨量	雨量	-	-	0.000	mm	2013/04/15 15:50
〇〇頭首工	上流水位	水位	-	-	126.140	m	2013/04/15 15:50
	下流水位	水位	-	-	124.040	m	2013/04/15 15:50
	洪水吐1号ゲート開度	開度	-	全開 発生	0.000	cm	2013/04/15 15:50
	洪水吐2号ゲート開度	開度	-	全開 発生	0.000	cm	2013/04/15 15:50

施設状態情報を転送しない観測項目の施設状態欄は何も表示されない。

施設状態情報を転送する観測項目の施設状態欄は転送された情報が表示される。

4, 防災中央データセンターへ転送するには？

(1) データ転送サーバ環境が構築されている場合

データ転送サーバ上のフォルダ「C:\¥bsi¥client¥data¥current」へ作成した CSV ファイルを配置することで、自動的に防災中央データセンターへデータ転送される。

(2) データ転送サーバ環境が構築されていない場合

必要に応じて手順書「データ転送プログラムインストール及び設定手順書（JQAAD-013 号）」を参照し、データ転送サーバ環境の構築作業を行う。

「データ転送サーバ環境」とは、データ転送プログラムを実装したデータ転送サーバが、インターネットに接続された状態を指す。

以 上

(1)データ構造「最新データ(計測情報)(RealTimeReport.csv)」

必須項目

列番号	英語名	日本語名	備考	例
1	RprtNm	報告書名		
2	RprtCd	報告書コード		
3	RprtVer	報告書バージョン		
4	AgrcltrlArNm	地区名		
5	AgrcltrlArCd	地区コード	4桁固定	
6	AgrcltrlArNmRd	地区名読み		
7	MngmntAssctnNm	管理組織名		
8	MngmntCd	管理レベルコード	1桁固定	
9	AssctnCd	組織コード	4桁	
10	MngmntAssctnNmRd	管理組織名読み		
11	PrfctrNm	都道府県名		
12	PrfctrCd	都道府県コード		
13	PrfctrNmRd	都道府県読み		
14	MngmntAssctnAdr	管理組織所在地		
15	MngmntAssctnAdrRd	管理組織所在地読み		
16	RprtDay	報告日	yyyy-mm-dd yyyy-m-d ※ゼロ詰めしない (例1)2014-10-10 (例2)2014-6-6 (例3)2014-10-1 (例4)2014-6-10	
17	RprtTm	報告時刻	hh:mm:ss ※ゼロ詰めにする (例1)09:20:00 (例2)10:00:00	
18	RprtUpdtDtTm	更新日付	※ゼロ詰めにする (例1)2014-06-06T09:20:00 (例2)2014-06-06T10:00:00 (例3)2014-11-15T05:10:00	
19	RprtRev	報告書改定履歴		
20	InstnNm	施設名		
21	InstnCd	施設コード		
22	InstnTypCd	施設タイプコード		
23	IrrgtnOrDrng	用排水区分		
24	InstnNmRd	施設名読み		
25	ObsrvCd	観測値コード		
26	DtNm	データ名		
27	DtUn	データ単位		
28	ObsrvVal	観測値	数字のみ 整数部4桁まで、小数部3桁までの範囲	
29	ObsrvFlg	観測データフラグ	※注1「観測データフラグ」シート参照 ゼロサプレスは行わず必ず3桁とする。 (例)「000」は、ゼロサプレスを行わず、「000」とする。	
30	ObsrvKnd	観測データ種別		
31	Memo	メモ		

※注1「観測データフラグ」

観測データフラグ	観測データフラグ名
000	正常
001	欠測
002	未観測
004	保守中
008	修正データ
010	上限オーバ
020	下限オーバ
040	上昇中または増加中
080	下降中または減少中
100	前回値保持中
999	未送信

(2)データ構造「SVデータ(施設状態情報)(ConditionReport.csv)」

必須項目

列番号	英語名	日本語名	備考	例
1	RprtNm	報告書名		
2	RprtCd	報告書コード		
3	RprtVer	報告書バージョン		
4	AgrcltrlArNm	地区名		
5	AgrcltrlArCd	地区コード	4桁固定	
6	AgrcltrlArNmRd	地区名読み		
7	MngmntAssctnNm	管理組織名		
8	MngmntCd	管理レベルコード	1桁固定	
9	AssctnCd	組織コード	4桁	
10	MngmntAssctnNmRd	管理組織名読み		
11	PrfctrNm	都道府県名		
12	PrfctrCd	都道府県コード		
13	PrfctrNmRd	都道府県読み		
14	MngmntAssctnAdr	管理組織所在地		
15	MngmntAssctnAdrRd	管理組織所在地読み		
16	RprtDay	報告日	yyyy-mm-dd yyyy-m-d ※ゼロ詰めしない (例1)2014-10-10 (例2)2014-6-6 (例3)2014-10-1 (例4)2014-6-10	
17	RprtTm	報告時刻	hh:mm:ss ※ゼロ詰めにする (例1)09:20:00 (例2)10:00:00	
18	RprtUpdtDtTm	更新日付	※ゼロ詰めにする (例1)2014-06-06T09:20:00 (例2)2014-06-06T10:00:00 (例3)2014-11-15T05:10:00	
19	RprtRev	報告書改定履歴		
20	InstnNm	施設名		
21	InstnCd	施設コード		
22	InstnTypCd	施設タイプコード		
23	IrrgtnOrDrng	用排水区分		
24	InstnNmRd	施設名読み		
25	SvCd	SVコード	※注2「SVコード」シート参照 ゼロサプレスは行わず必ず2桁とする。 (例)「00」は、ゼロサプレスを行わず、 「00」とする。	
26	ItmCntnt	SV・運用履歴項目内容	100文字までで自由に記載	
27	OcrdKnd	事象	100文字までで自由に記載	
28	OcrdLvl	発生事象レベル		
29	CndtnCntnt	状態データ内容		
30	ItmDt1	SV・運用履歴項目1(装置名等)		
31	ItmCd1	SV・運用履歴項目1(装置名等)コード		
32	ItmDt2	SV・運用履歴項目2(装置名等)		
33	ItmCd2	SV・運用履歴項目2(装置名等)コード		
34	ItmDt3	SV・運用履歴項目3(装置名等)		
35	ItmCd3	SV・運用履歴項目3(装置名等)コード		
36	ItmDt4	SV・運用履歴項目4(装置名等)		
37	ItmCd4	SV・運用履歴項目4(装置名等)コード		
38	ObsrvCd	観測値コード		
39	CndtnNm	状態データ名		
40	CndtnUn	状態データ単位		
41	CndtnVal	状態データ値	整数部4桁まで、小数部3桁までの範囲 SVデータには観測値を持たない情報や 観測値を表示させたくない情報について は、観測値を「(空白)」で送付する。	
42	CndtnFlg	状態データフラグ		
43	CndtnKnd	状態データ種別		
44	Memo	メモ		

※注2「SVコード」

SVコード	SVコード名
00	正常
01	ゲート開
02	ゲート閉
03	ゲート故障
04	バルブ開
05	バルブ閉
06	バルブ故障
07	ポンプON
08	ポンプOFF
09	ポンプ故障
10	ポンプ準備完了
11	ポンプ補機故障
12	設備・機器(運転モード)
13	設備・機器(電源異常)
14	水位異常
15	圧力異常
16	電送回線異常
17	被管理所扉開
18	火災
19	雨量異常
20	子局異常
21	子局制御異常
22	SV用観測項目
23	発令
98	異常
99	その他異常

転送ファイルフォーマット

データ	局	事業コード	事業区分	年	月	日	時	分	データ番号1	欠測状態	NO1データ	データ番号2	欠測状態	NO2データ		データ番号n	欠測状態	NOnデータ										
桁数	2	1	3	1	3	1	4	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3	1	1	1	8	1	3	1	1	1	8	1

- ①NO1～Nonまでのデータにはデータ番号1～nを付加する。データ番号は3桁とする。
- ②NO1～Nonまでのデータには欠測状態を付加する。欠測状態は1桁とする。
- ③NO1～Nonデータの桁数はデータ項目毎に必要とする桁数があるが、統一をとるために最大桁(8桁)として余白をもたせる。
- ④データのコードはシフトJISによることを原則とする。ただし中央管理所側既設処理装置が容易に対応不可の場合は既設処理装置のコードに合わせるものとする。

計測データフォーマット

データ 桁数	局		事業コード		事業区分		年		月		日		時		分		状態項目1		状態変化1		状態項目2		状態変化2			状態項目n		状態変化n	
	2	1	3	1	3	1	4	1	2	1	2	1	2	1	2	1	8	1	4	1	8	1	4	1		1	8	1	4

- ①状態項目の桁数は既設システム毎に違いがあるが統一をとるために最大桁(8桁)として余白をもたせる。
- ②状態変化の項目は既設システム毎に違いがあるが統一をとるために最大桁(4桁)として余白をもたせる。
- ③データのコードはシフトJISによることを原則とする。
ただし中央管理所側既設処理装置が容易に対応不可の場合は既設処理装置のコードに合わせるものとする。

状態変化データフォーマット

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1－1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1－2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1－3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3－1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

(別記様式－1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇〇〇事業所長
〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
商号又は名称 (株)〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	令和〇年度〇〇〇〇事業 〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町地内
契約予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 の 始 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工 事 の 始 期から (〇〇〇日間) 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和6年度

防災情報ネットワーク事業

北部九州地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事

工 事 数 量 表
【当初】

九州農政局

北部九州土地改良調査管理事務所

工 事 数 量 表

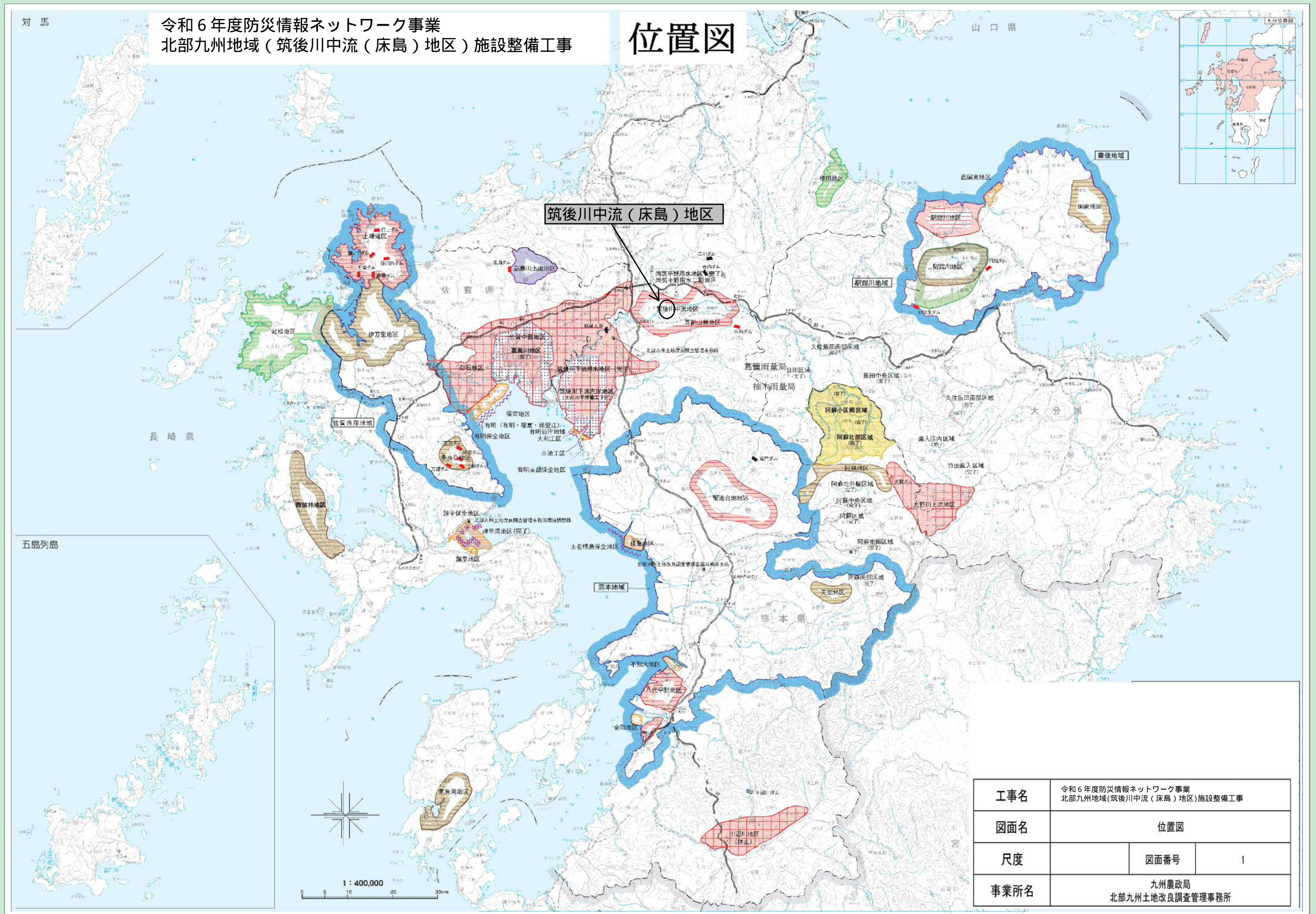
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 機器設備工				
(1) 機器設備工	【筑後川中流（床島）地区】			
情報処理設備工		式	1	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工	更新機器			
運搬工		式	1	
(2) 運搬工	既設撤去機器			
運搬工		式	1	
2. 据付工				
(1) 情報処理設備工				
情報処理設備工（単体）		式	1	
情報処理設備工（総合）		式	1	
3. 撤去工				
(1) 撤去工				
撤去工		式	1	

令和6年度 防災情報ネットワーク事業
北部九州地域（筑後川中流(床島)地区）施設整備工事

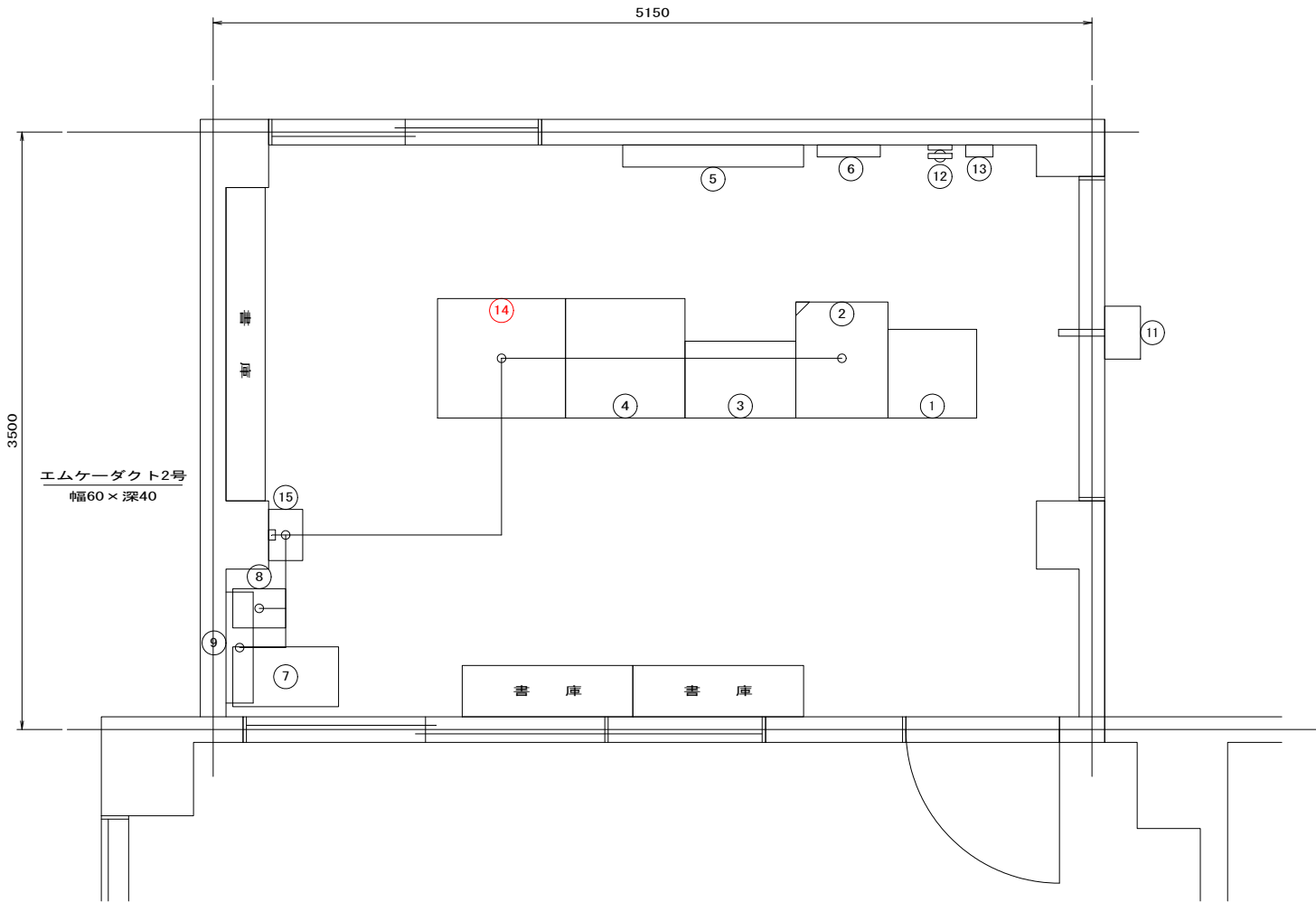
図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	摘要
1	位置図	1	
2	筑後川中流床島地区 施工機器配置図	1	
3	筑後川中流床島地区 システム構成図	1	
合 計		3	

位置図



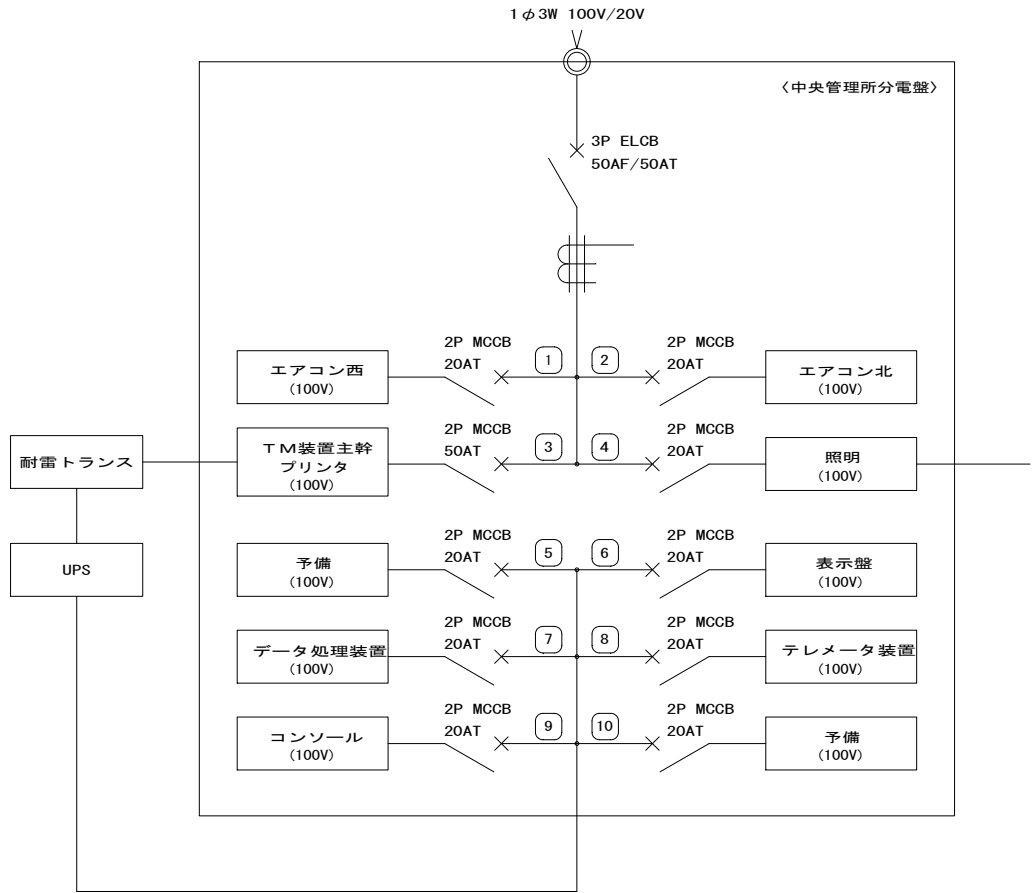
筑後川中流床島地区 施工機器配置図



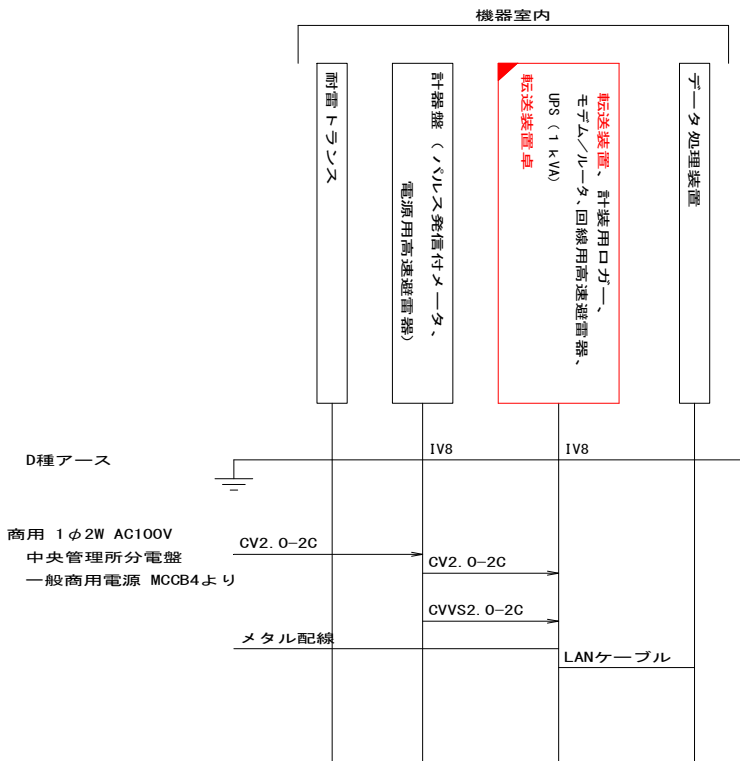
番号	機器名称	概略寸法 W×D×H	備考
①	テレメータ監視制御装置		
②	データ処理装置		
③	コンソール入出力装置		
④	プリンタ装置		
⑤	データ表示盤		
⑥	電波時計		
⑦	無停電電源装置		1φ2W AC100V 3kVA
⑧	耐雷トランス		1φ2W AC100V 5kVA
⑨	分電盤		
⑩	パンザマスト (R3-13)		
⑪	ブルボックス (300□×200)		
⑫	同軸避雷器		
⑬	フィルター		
⑭	防災ネット転送装置	750×700×700	データ転送装置 ルータ UPS装置、計装用ロガー
⑮	防災ネット計器盤	300×200×500	電力量計、高速避雷器

—  : 更新 (施工対象)
—  : 既設 (施工対象外)

単線結線図



中央管理所 配線系統図



工事名	令和6年度 防災情報ネットワーク事業 九州北部地域（筑後川中流（床島）地区）施設整備工事		
図面名	筑後川中流床島地区 施工機器配置図		
年月日			
尺度	—	図面番号	2
会社名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

